

○浅麓環境施設組合情報公開条例施行規則

令和3年2月10日

規則第1号

浅麓環境施設組合情報公開条例施行規則については、小諸市情報公開条例施行規則（平成11年小諸市規則第1号）を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1条	小諸市情報公開条例（平成11年小諸市条例第1号。以下「条例」という。）	浅麓環境施設組合情報公開条例（令和3年浅麓環境施設組合条例第1号。以下「条例」という。）
第6条	総務部総務課	庶務係
第7条第1項及び第2項	市長	組合長
第9条	広報	組合公式ホームページ
第10条	市長	組合長
様式第1号	小諸市長	浅麓環境施設組合長
	小諸市情報公開条例	浅麓環境施設組合情報公開条例
	部 課 係	係
様式第2号	小諸市長	浅麓環境施設組合長
	小諸市情報公開条例	浅麓環境施設組合情報公開条例
	部 課 係	係
	市長	組合長
	小諸市	浅麓環境施設組合
様式第3号	小諸市長	浅麓環境施設組合長
	小諸市情報公開条例	浅麓環境施設組合情報公開条例
	小諸市総務部総務課	浅麓環境施設組合庶務係

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。